

道経連通信

臨時号 27

発行所 / 北海道経済連合会

TEL:011-221-6166 (代表) / FAX:011-221-3608

発行人 / 菅原 光宏 全8頁

編集 / 中村 俊一、袖川 知恵美

臨時号

ホームページ <http://www.dokeiren.gr.jp/>

道経連通信 臨時号27

道経連 より

北海道経済部から下記のご案内がございましたので、お知らせいたします。

1. 「新型コロナウイルス対応資金」の創設について

新型コロナウイルス感染症の拡大により経営に影響を受けている中小企業者の経営の安定を図るため、「新型コロナウイルス感染症対応資金」を創設し、5月1日より取扱いを開始することになりました。詳しくは添付のパンフレットをご確認ください。

2. 新型コロナウイルス感染症 お役立ち情報HP開設について（企業/事業者の皆様・働く皆様）

道ではこの度、資金繰りの相談、各種支援策など、皆様の「困りごと、不安」に応じた関連情報のアクセスを容易にするため、よく使われる主要な国・道・関係団体の支援策をまとめてご紹介するHPを開設しましたので、ご参照ください。

< 新型コロナウイルス感染症 お役立ち情報（企業/事業者の皆様・働く皆様） >

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/contactinformaiton.htm>

3. 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための休業等の要請期間の延長等について

政府における「緊急事態宣言」の5月31日までの延長決定に伴い、道においても「緊急事態宣言」を5月31日まで延長することを基本としつつ、その内容についてはひとまず5月15日まで9日間はこれまで同様の措置を講ずることにしました。

休業等の要請や支援金の申請期間などは以下の通りとなりますので、添付資料と合わせてご確認ください。

「緊急事態措置」の延長期間

令和2年（2020年）5月31日（日）まで

北海道休業協力・感染リスク低減支援金の休業等の要請期間

令和2年（2020年）4月25日（土）から5月15日（金）まで

北海道休業協力・感染リスク低減支援金の申請期間

令和2年（2020年）4月30日（木）から7月31日（金） 7月31日（金）消印有効

その他

事業者の皆様には、現下の厳しい状況を乗り切っていただくために、添付資料の支援制度をご用意しております。こうした制度をご活用いただき、何とぞ、事業の継続や雇用の維持に取り組んでくださいますようお願いいたします。

< 休業要請専用ダイヤル >

・電話番号 011-206-0104 または 011-206-0216

・開設時間 8:45～17:30（土・日・祝日も開設）

各 位

北海道知事 鈴木 直道

新型コロナウイルス感染症対応資金の創設について

道の中小企業金融施策の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

道では、このたび、今般の感染症の拡大に伴い、大変厳しい環境にある中小企業者等の資金繰りを支援するため、売上減少の一定要件を満たしている中小企業者における当初3年間分の利子負担の免除と保証料負担の減免を行う、「新型コロナウイルス感染症対応資金」を創設しました。

つきましては、この資金が全道各地域で効果的に活用されるよう、貴団体におきましても、会員団体・企業等への制度の周知について御協力いただきますよう、よろしく願いいたします。

記

<送付資料>

- 「新型コロナウイルス感染症対応資金のご案内」

経済部地域経済局中小企業課金融係
(011-204-5346 担当 瀧澤、渡会)

新型コロナウイルス感染症 対応資金のご案内

道では、新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けている中小企業者等の皆様の経営の安定を図るため、新たな融資制度をご用意しました。

融資条件

	①国準拠	②道特別
資金用途	事業資金	
融資対象	危機関連保証、セーフティネット保証4号・5号のいずれかの認定を受けた中小企業者等	
融資金額	3,000万円以内	3,000万円以内
担保	無担保	
融資利率	[固定金利] 5年以内 年1.0% 10年以内 年1.2%	
融資期間	10年以内（うち据置5年以内）	
取扱期間	令和2年5月1日から令和3年1月31日まで ※令和2年12月31日までに保証申込みが完了している必要があります。	
借換	保証付き融資からの借換が可能 (一部対象外の場合があります)	保証付き道制度融資からの借換が可能 (一部対象外の場合があります)

①、②を合わせて最大6,000万円まで融資の申込が出来ます。
②の申込みは、①の限度額を超えた場合に可能となります。

制度概要

- ・ **据置最大5年**（ただし、②道特別の危機関連保証適用の場合は2年以内となります。）
- ・ 以下の要件を満たせば、
当初3年間実質無利子と融資期間中の保証料を国と道が負担します。

	売上減少15%以上	売上減少5%以上15%未満
個人事業主 (事業性あるフリーランス含む、小規模企業者(※)に限る)	当初3年間実質無利子 融資期間中の保証料は国と道が負担	
上記を除く中小企業者	当初3年間実質無利子 融資期間中の保証料は 国と道が負担	融資期間中の保証料半分は 国と道が負担

※小規模企業者(従業員20人(商業・サービス業は5人、宿泊業及び娯楽業は20人)以下)

取扱金融機関

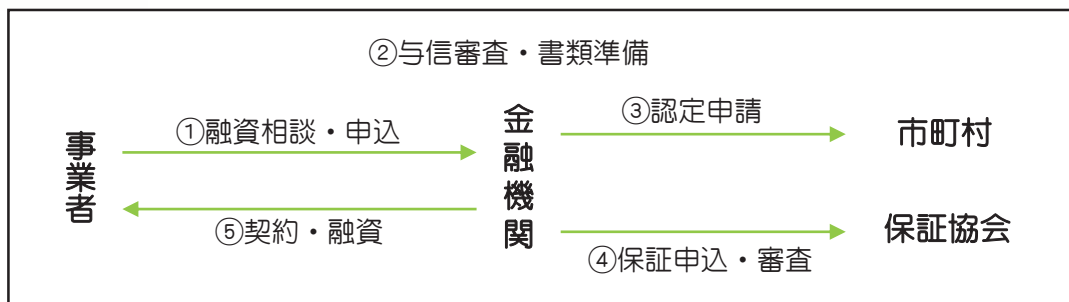
北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合

金融機関へのお申込みに必要な書類

- ① 新型コロナウイルス感染症対応資金融資申込書
- ② 直近2期分の確定申告書・決算書（写し）
（2期分の決算又は申告が終了していない方は、提出可能な決算書等及び直近の試算表）

- ※
1. 法人の方は法人登記事項証明書が必要です。
 2. 経営者保証の免除を希望する場合は、「経営者保証免除対応確認書」が必要です。
 3. なお、金融機関及び信用保証協会において、融資（保証）審査上、別途書類が必要となる場合があります。（詳しくは金融機関または信用保証協会にお問い合わせください。）

申請の流れ



注意事項

- ・金融機関及び信用保証協会の審査結果によっては、ご希望の融資を受けられない場合がございます。
- ・条件変更に伴い生じる追加の利子及び保証料は事業者の負担となります。

お問い合わせ先

道庁経済部中小企業課、各（総合）振興局商工労働観光課、小樽商工労働事務所及びお取引のある金融機関にご相談ください。

機関名	電話番号	機関名	電話番号
道庁経済部中小企業課	011-204-5346	檜山振興局商工労働観光課	0139-52-6641
空知総合振興局商工労働観光課	0126-20-0061	上川総合振興局商工労働観光課	0166-46-5940
石狩振興局商工労働観光課	011-204-5827	留萌振興局商工労働観光課	0164-42-8440
後志総合振興局商工労働観光課	0136-23-1362	宗谷総合振興局商工労働観光課	0162-33-2925
後志総合振興局小樽商工労働事務所	0134-22-5525	オホーツク総合振興局商工労働観光課	0152-41-0636
胆振総合振興局商工労働観光課	0143-24-9589	十勝総合振興局商工労働観光課	0155-27-8537
日高振興局商工労働観光課	0146-22-9281	釧路総合振興局商工労働観光課	0154-43-9182
渡島総合振興局商工労働観光課	0138-47-9459	根室振興局商工労働観光課	0153-24-5619

各 位

北海道知事 鈴木 直道

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための休業等の要請期間の延長等について日頃から、新型コロナウイルス感染症拡大防止の推進について、格別のご理解とご協力をいただき、お礼申し上げます。

さて、本日、政府において、令和2年(2020年)5月6日で期限を迎える「緊急事態宣言」の5月31日までの延長が決定されました。

道においても、「緊急事態措置」を5月31日まで延長することを基本としつつ、その内容については、ひとまず5月15日まで9日間は、これまで同様の措置を講ずることにしましたので、お知らせいたします。

なお、休業等の要請にご協力いただき、感染拡大防止対策に取り組む事業者の方々をご支援させていただく「休業協力・感染リスク低減支援金」の今回の期間延長に伴う取扱いについては、再延長の如何に関わらず、5月15日まで継続して休業等にご協力いただければ、支援金を支給することとし、今月下旬から支給を開始する予定としております。事業者の皆様には、現在、申請を受け付けておりますので、積極的にご活用いただきますようお願い申し上げます。

また、貴団体においても、会員団体・企業等への周知について宜しくようお願い申し上げます。

なお、休業等の要請や支援金の申請受付に係るご相談については、下記の「休業要請専用ダイヤル」にお問い合わせいただきますよう、併せてお願いいたします。

記

1 「緊急事態措置」の延長期間

令和2年(2020年)5月31日(日)まで

2 北海道休業協力・感染リスク低減支援金の休業等の要請期間

令和2年(2020年)4月25日(土)から5月15日(金)まで

3 北海道休業協力・感染リスク低減支援金の申請期間

令和2年(2020年)4月30日(木)～7月31日(金) *7月31日(金)の消印有効

4 その他

事業者の皆様には、現下の厳しい状況を乗り切っていただくために、添付資料の支援制度をご用意しております。こうした制度をご活用いただき、何とぞ、事業の継続や雇用の維持に取り組んで下さいますようお願いいたします。

<休業要請専用ダイヤル>

- ・電話番号 011-206-0104 又は 011-206-0216
- ・開設時間 8:45～17:30(土・日・祝日も開設)

北海道新型コロナウイルス感染症対策本部

休業要請・休業確認班

電話：011-206-0287(直通)担当：鳥井

経済部休業協力・感染リスク低減支援対策班

電話：011-204-5923(直通)担当：石黒、永田

道民の皆様へ

令和2年5月4日

＜外出自粛、休止・休業の引き続きのお願い＞

- ・ 「新型コロナウイルス感染症」感染拡大防止のための「緊急事態措置」を**5月31日まで延長することを基本**
- ・ 「緊急事態措置」による休業要請は、**当面、5月15日まで延長**
- ・ 感染が一定範囲に抑えられ、医療提供体制が逼迫している状況が解消された場合には、**施設の使用制限等の見直しも検討**
- ・ 「休業協力・感染リスク低減支援金」は、再延長の如何に関わらず、**5月15日まで継続してご協力いただくことが支給要件**

北海道知事 鈴木 直道

休業要請の対象となった事業者の皆様へ

～事業継続・雇用維持の支援策～
「特にご活用いただきたいもの」

令和2年5月4日

融資	資金繰りのため 融資を受けたい	中小企業総 合振興資金	<ul style="list-style-type: none">・無利子(当初3年間) 保証料無料・融資枠最大6,000万円・最長5年間元本返済据置 道制度からの借換可
給付金・助成金	売上が 前年比半減	持続化給付金	<ul style="list-style-type: none">・法人(中小・中堅)200万円 個人事業者 100万円 ※ひと月の売上が、前年同月比で 50%以上減少
	賃金が 払えない	雇用調整 助成金	<ul style="list-style-type: none">・休業要請を受けた場合、 中小企業の助成率100%化(従前9/10) ※解雇等を行わない場合
	個人事業主 資金繰りの一助	特別定額 給付金	<ul style="list-style-type: none">・1人当たり10万円

北海道知事 鈴木 直道

北海道ソーシャルディスタンスについて
新型コロナウイルスの感染を防ぎ、大切な人の命を守るため、

できるだけ物理的な距離

(互いに手を伸ばしても届かない距離)を保つ取組

(公共施設、民間施設での取組)

- ① 共通スローガン、ロゴの施設内での掲示
- ② 床面へのフットプリントの貼付やスペースをとった座席レイアウトなど、お客様間の一定の距離の形成
- ③ 独自の取組内容を掲載したチラシやポスターの掲示



道では、お店・地域・業界単位の取組を支援します